

平成 20 年度長野市の保育所保育料について

保 育 課

1 保育料改定審議の主旨

長野市の保育料（公立・私立保育所）の決定にあたっては、法令上、審議会の答申を必要とはされておりませんが、長野市では、昭和 50 年から審議会の答申を踏まえながら保育料を決定しております。

2 保育に要する経費と保育料

保育所の運営は、本来、国が定めた運営費（児童を保育するため、最低基準を維持するために必要な経費）でまかなわれることになっています。この運営費は、保護者と公費で負担することとして、保護者が、国の示す保育料基準に基づいて市が設定した保育料を所得に応じて負担し、残りを平成 15 年度までは、国が 1 / 2、市が 1 / 2 の割合で負担することになっていました。しかし、国の三位一体改革の中、平成 16 年度より公立保育所運営費国庫負担が一般財源化（廃止）されました。

3 これまでの審議経過

平成 19 年度の保育料については、子育て世帯への負担軽減の配慮として、所得税定率減税の縮減による所得税増加に対する保育料の負担増を抑えること、及び同一世帯から複数の児童が保育所、幼稚園及び認定こども園を利用する場合に 2 子目以降における保育料の軽減を拡大することとして、保育料徴収基準額の改正を行いました。

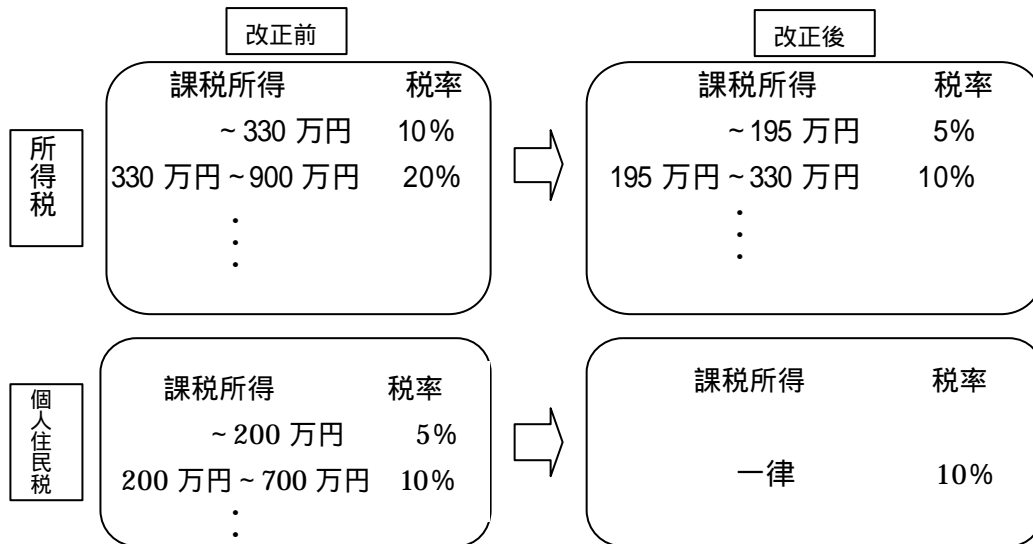
4 保育料算定の基となる税制の動き

保育料は、児童福祉法第 56 条 3 項「市町村長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢に応じて定める額を徴収することができる。」とあり、応能負担となっています。そのため、当該年度の保育料は、前年の所得税額等により決定していますが、税制改正により大きく影響が生じるものです。

定率減税の廃止と税源移譲

平成 18 年の所得税定率減税の 10% 縮減に引き続き、平成 19 年には定率減税が廃止となりました。

また、税源移譲として、平成 19 年分以後の所得税及び個人住民税の税率構造が改められ、国の税金である所得税の税率を引き下げて、その相当分について個人住民税の税率を引き上げることとなりました。（次頁の図参照）



以上のことから、保育料については定率減税廃止による所得税額の増加に伴い、平成19年度の国基準徴収金の改正と同様、平成20年度も改正が見込まれると同時に、税源移譲による所得税額の大幅な減額に伴い保育料の減額が生じることから、国の動向について注視していく必要があります。（別紙参照）

5 保育料未納について

保育料の未納については、平成13年度の口座振替制度の導入以来、未納額が年々増加しております。口座振替方式は、現金の取り扱いによる事故防止や納入者の利便性を図るために導入しましたが、結果的には、収納率の低下をも招いております。しかしながら、納付者全体の約97%が口座振替を活用し、そのうちの約96%は口座からの引き落としがされていることを踏まえ、口座振替による納付を基本としながら、公平性を保つためにも未納者に対して厳しく対応していく必要があります。

以上のことから、平成20年度長野市の保育所保育料についてご審議いただく際には、以下の点がポイントとなります。

- ・ 定率減税の廃止
- ・ 税源移譲により、所得税額の減額による保育料減額に対する財源への影響
- ・ 国基準徴収金（国が定める保育料）改定の動向